改正　令和８年３月２３日　原規セ発第2603235号　原子力規制委員会決定

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準及び原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年３月２３日

原子力規制委員会

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準及び原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準の一部を改正する規程

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

⑴　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準（原規総発第1311273号）　別表第１

⑵　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準（原規総発第1311274号）　別表第２

附　則

この規程は、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則（令和８年原子力規制委員会規則第４号）の施行の日（令和８年３月２４日）から施行する。

別表第１　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準　新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第９条第１項の規定に基づく認定基準の制定について 原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第９条第１項の規定に基づく認定基準を別添のとおり定める。 なお、規制等業務の当面の実施手段に関する方針（原規総発第 120919097 号）２．（２）の規定に基づき旧原子力安全・保安院から継承されている「核燃料物質の加工の事業に関する規則第８条の１２第１項の規定に基づく認定基準」（平成１７・１２・２８原院第１０号）は、以後用いない。 別　添 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第９条第１項の規定に基づく認定基準 １．～４．　（略）	核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準の制定について 原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準を別添のとおり定める。 なお、規制等業務の当面の実施手段に関する方針（原規総発第 120919097 号）２．（２）の規定に基づき旧原子力安全・保安院から継承されている「核燃料物質の加工の事業に関する規則第８条の１２第１項の規定に基づく認定基準」（平成１７・１２・２８原院第１０号）は、以後用いない。 別　添 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準 １．～４．　（略）

別表第２　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準　新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１２条	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条

第１項の規定に基づく認定基準の制定について 原子力規制委員会は、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１２条第１項の規定に基づく認定基準を別添のとおり定める。 なお、規制等業務の当面の実施手段に関する方針（原規総発第 120919097 号）２．（２）の規定に基づき文部科学省及び旧原子力安全・保安院から継承されている「原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準」（１７文科科第７５０号・平成１７・１２・２８原院第９号）は、以後用いない。 別　添 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１２条 第１項の規定に基づく認定基準 １．～４．　（略）	第１項の規定に基づく認定基準の制定について 原子力規制委員会は、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準を別添のとおり定める。 なお、規制等業務の当面の実施手段に関する方針（原規総発第 120919097 号）２．（２）の規定に基づき文部科学省及び旧原子力安全・保安院から継承されている「原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準」（１７文科科第７５０号・平成１７・１２・２８原院第９号）は、以後用いない。 別　添 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条 第１項の規定に基づく認定基準 １．～４．　（略）